

## 一般社団法人 木津川市観光協会ウェブサイトバナー広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人 木津川市観光協会ウェブサイト（以下「協会ウェブサイト」という。）にバナー広告(以下「広告」という。)を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載要件)

第2条 協会ウェブサイトに掲載する広告は、社会通念上の理解を得られるものとし、かつ、いかなる人にも不利益を及ぼさないものとする。

2 広告は、概ね次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 協会ウェブサイトの公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内および周辺地域の商工業の発展に資するものであること。
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
- (4) 個人の氏名広告を内容とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するものでないこと。
- (7) 誇大表示、不当表示のおそれのないものであること。
- (8) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと。
- (9) その他協会が広告掲載として妥当であると認めるものであること。

(広告の掲載位置および掲載順序)

第3条 広告の掲載位置および掲載順序は、協会が指定する。

(広告の枠数、掲載規格及び掲載料)

第4条 広告の枠数、掲載規格および掲載料は、別表1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は3か月単位とし、連続する掲載期間は最長12か月とする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項および第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日または広告掲載終了日が水曜日(協会定休日。国民の休日に当たる場合は翌平日)、または12月29日から翌年の1月4日までの日に当たる場合は、協会が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、協会ウェブサイト等を利用して、必要に応じて随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、木津川市観光協会ウェブサイト有料広告掲載申込書に別に定める書類を添付して、掲載開始日から起算して20日前までに、協会に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 協会は、広告掲載の申込を受けた場合、その内容を審査し10日以内に可否を書面にて通知する。また掲載にあつては原則として、先着順に決定するものとする。

(掲載料の納入)

第9条 広告を掲載する決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載開始日から起算して7日前までに、広告の掲載料を一括で納入しなければならない。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、掲載する広告の画像データを自己の負担により作成し、掲載開始日から起算して7日前までに、協会に電子記録媒体またはメール添付などにより提出するものとする。

(掲載の取消し)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1)第2条の規定に反すると判断したとき。

(2)その他、広告の掲載を継続することが適切でないと協会が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、協会は、広告主に取消理由を付して、書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、協会は、広告主に対して広告の掲載料の還付は行わないものとし、かつ、広告主が損害を受けることがあっても、賠償の責めを負わないものとする。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、協会は、広告の掲載料の還付は行わないものとする。

(協会ウェブサイトの停止)

第13条 協会は、1日を超えて協会ウェブサイトの運営を停止した場合は、その時間に応じ、別表2のとおり掲載期間を延長する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、協会が協会ウェブサイトの運営を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(1)サーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等

(2)火災および地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者による不正アクセス、通信回線等の障害

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、3か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更する月の前月20日までに、協会へ広告の画像データを提出し、承認を得なければならない。

(リンク先のURLの変更)

第15条 広告主が、広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、変更事項を協会へ書面にて連絡し、承認を得なければならない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告およびそのリンク先のウェブサイトの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、広告の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

別表1

1. 広告枠数	広告枠数はその都度、掲載するページのデザイン等を考慮し協会が決定する。
2. 掲載規格および掲載料	規格(1枠につき) 天地60ピクセル左右140ピクセル サイズは10KB以内とし、禁止表現(※1)を含まないこと。 文字は見やすく鮮明にすること。GIF(アニメ可〈※2〉、透過不可)、JPEG形式
3. 掲載料 (1枠)	一 般 9,000円/3ヶ月 (1ヶ月あたり単価3,000円)
	賛助会員 6,000円/3ヶ月 (1ヶ月あたり単価2,000円) 10,500円/6ヶ月 (1ヶ月あたり単価1,750円) 18,000円/1年 (1ヶ月あたり単価1,500円)
<p>〈広告作成上の注意〉</p> <p>※1 つぎの表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。</p> <p>(1)「閉じる」「はい、いいえ」「キャンセル」などのボタン</p> <p>(2)アラートマーク</p> <p>(3)ラジオボタン</p> <p>(4)入力ができるように見えるもの</p> <p>(5)下に選択肢があるように見えるもの</p> <p>(6)協会ウェブサイトと類似の色調および字体を使用するもの</p> <p>(7)協会を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が協会の事業であると錯誤しやすいもの</p> <p>※2 GIFアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(1)コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。</p> <p>(2)画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。</p> <p>(3)その他画面が点滅するものは、点滅間隔を4/10秒以上とする。</p>	